

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 1 2 月 2 6 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 37 号

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例

瀬戸市市税条例（昭和 40 年瀬戸市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="272 936 357 965">附 則</p> <p data-bbox="220 994 798 1077"><u>（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</u></p> <p data-bbox="188 1106 798 2000"><u>第 7 条の 2 の 7 所得割の納税義務者が支払を受けなければならない外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等については、第 13 条及び第 15 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 2 項（外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第 1 号の規定により読み替えられた第 13 条の 2 の規定の適用がある場合には、</u></p>	<p data-bbox="887 936 971 965">附 則</p>

その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第13条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第7条の2の7第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第17条から第18条の2まで、第18条の3第1項並びに附則第5条の2の6第1項、第5条の2の8第1項及び第5条の2の8の2第1項の規定の適用については、第17条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の7第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項前段、第18条の2、第18条の3第1項並びに附則第5条の2の6第1項、第5条の2の8第1項及び第5条の2の8の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の7第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の7第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 附則第5条の2の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第7条の2の7第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の7第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定す

る特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第13条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第15条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第13条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第19条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第20条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第13条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金

額、附則第7条の2の7第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第17条から第18条の2まで、第18条の3第1項並びに附則第5条の2の6第1項、第5条の2の8第1項及び第5条の2の8の2第1項の規定の適用については、第17条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の7第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項前段、第18条の2、第18条の3第1項並びに附則第5条の2の6第1項、第5条の2の8第1項及び第5条の2の8の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の7第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の7第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 附則第5条の2の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第7条の2の7第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の7第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第7条の2の8 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第13条

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第7条の2の7 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第13条

及び第15条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第13条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第13条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第7条の2の8第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第17条から第18条の2まで、第18条の3第1項並びに附則第5条の2の6第1項、第5条の2の8第1項及び第5条の2の8の2第1項の規定の適用については、第17条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項前段、第18条の2、第18条の3第1項並びに附則第5条の2の6第1項、第5条の2の8第1項及び第5条の2の8の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の8第1項の規定による市

及び第15条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第13条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第13条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第7条の2の7第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第17条から第18条の2まで、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項の規定の適用については、第17条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の7第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項前段、第18条の2、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の7第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の7第1項の規定

民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 附則第5条の2の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第7条の2の8第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の8第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第13条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第15条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第13条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 <省略>

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第13条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第7条の2の8第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 附則第5条の2の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第7条の2の7第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の7第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第13条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第13条及び第15条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第13条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 <省略>

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第13条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第7条の2の7第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第17条から第18条の2まで、第18条の3第1項並びに附則第5条の2の6第1項、第5条の2の8第1項及び第5条の2の8の2第1項の規定の適用については、第17条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の8第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項前段、第18条の2、第18条の3第1項並びに附則第5条の2の6第1項、第5条の2の8第1項及び第5条の2の8の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の8第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の8第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 附則第5条の2の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第7条の2の8第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の8第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第18条の3の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第7条の2の8第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度

(2) 第17条から第18条の2まで、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項の規定の適用については、第17条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の7第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項前段、第18条の2、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の7第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の7第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第18条の3第1項中「第13条第4項」とあるのは「附則第7条の2の7第4項」とする。

(3) 附則第5条の2の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第7条の2の7第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の7第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第18条の3の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第7条の2の7第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分

分の第19条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第20条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第13条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

の第19条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第20条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第13条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の瀬戸市市税条例附則第7条の2の7の規定は、この条例の施行の日の属する年の翌年1月1日以後に支払を受けべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に

規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。